

収 支 報 告 書

令和 3 年 分
(令和 年 月 日開催分)

- (ふりがな) ほんまなな わかやま みらい かい
1. 政治団体の名称 本間奈々と和歌山の未来をつくる会
2. 主たる事務所の所在地 和歌山県田辺市下屋敷町1-62第三大光ビル1階
3. 代表者の氏名 本間奈々
4. 会計責任者の氏名 本間奈々

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>本間奈々</u>
公職の種類 <u>衆議院議員 (候補者等)</u>

事務担当者の氏名

本間奈々

(電話) 0739-33-2218



資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額			十億		百万	1	9	8	9	千	1	6	6	円
(前年からの繰越額)														0
(本年の収入額)						1	9	8	9		1	6	6	
支 出 総 額							8	3	5		4	4	6	
翌年への繰越額						1	1	5	3		7	2	0	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費														
金 額			十億		百万					千				円
員 数														
(2) 寄 附														
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額										備 考			
(ア) 個人からの寄附			十億		百万	1	4	8	9	千	1	6	6	円
(うち特定寄附)														
(イ) 法人その他の団体からの寄附														
(ウ) 政治団体からの寄附							5	0	0		0	0	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)						1	9	8	9		1	6	6	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)														
イ 政 党 匿 名 寄 附														
合 計 (ア+イ)						1	9	8	9		1	6	6	

(その7)

(7) 寄附の内訳											寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額										年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
		十億		百万			千			円				
本間奈々					6	4	6	3	9	2	R3.11.01	北海道札幌市中央区南6条西20丁目1-22-1101	政治団体代表	
佐々木亮							3	0	0	0	R3.12.28	鹿児島県薩摩川内市祁答院町藺牟田6837-2	無職	
本間奈々							8	8	1	1	R3.12.08	北海道札幌市中央区南6条西20丁目1-22-1101	政治団体代表	
本間奈々					7	2	4	6	6	4	R3.12.13	北海道札幌市中央区南6条西20丁目1-22-1101	政治団体代表	
この頁の小計					1	4	8	9	1	6				
その他の寄附														
合計					1	4	8	9	1	6				

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額									年月日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備考
		十億		百万									
新党くにもり				5	0	0	0	0	0	R3.11.12	東京都渋谷区渋谷1-1-16若草ビル	本間奈々	
この頁の小計				5	0	0	0	0	0				
その他の寄附													
合計				5	0	0	0	0	0				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目		金 額									備 考
		十億	百万	千	円						
1	経常経費										
(1)	人件費										
(2)	光熱水費					2	1	6	6	1	
(3)	備品・消耗品費					4	4	0	3	7	
(4)	事務所費					7	6	9	7	4	8
	小計					8	3	5	4	4	6
2	政治活動費										
(1)	組織活動費										
(2)	選挙関係費										
(3)	機関紙誌の発行費 その他の事業費										
	ア 機関紙誌の発行事業費										
	イ 宣伝事業費										
	ウ 政治資金パーティー開催事業費										
	エ その他の事業費										
(4)	調査研究費										
(5)	寄附・交付金										
(6)	その他の経費										
	小計										
	合計					8	3	5	4	4	6

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 光 熱 水 費				
支出の目的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
			十億		百万		千		百					円
10月電気代						2	1	6	6	1	R3.11.04	関西電力株式会社	和歌山県田辺市高雄3丁目8-5	
この頁の小計						2	1	6	6	1				
その他の支出														
合 計						2	1	6	6	1				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 事務所費			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円									
事務所・敷金契約料9-11月			3	1	9	4	8	8		R3.11.01	新党くにもり	東京都渋谷区渋谷1-1-16若草ビル	
宿泊代				1	1	0	0	0		R3.11.03	THE HOTEL TERAMOTO	田辺市下屋敷町1-78	
宿泊代				2	6	7	9	0		R3.11.03	DJANGO	田辺市湊41-33	
宿泊代				1	9	8	0	0		R3.11.06	アルティエホテル紀伊田辺	田辺市下屋敷町1-77	
宿泊代				5	4	9	9	0		R3.11.18	DJANGO	田辺市湊41-33	
宿泊代				1	7	4	0	0	0	R3.11.26	アルティエホテル紀伊田辺	田辺市下屋敷町1-77	
12月事務所費				6	6	0	0	0		R3.11.26	大谷浩史	田辺市新万28-24	
1月事務所費				6	6	0	0	0		R3.12.24	大谷浩史	田辺市新万28-24	
この頁の小計				7	3	8	0	6	8				
その他の支出				3	1	6	8	0					
合計				7	6	9	7	4	8				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金 (普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書


添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年  

政治団体の名称 本間奈々と和歌山の未来をつくる会

会計責任者の氏名 本間奈々 

(代表者の氏名)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

政治資金監査報告書

令和5年2月20日

本間奈々と和歌山の未来をつくる会

会長 本間 奈々 殿

登録政治資金監査人 上田 健一



登録番号 第 5852 号

研修了年月日 令和4年1月24日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、本間奈々と和歌山の未来をつくる会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
 - (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
 - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
 - (4) この政治資金監査は、本間奈々と和歌山の未来をつくる会の主たる事務所において行った。
- ### 2 監査の結果
- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 1 3 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 1 3 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 1 3 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

本間奈々と和歌山の未来をつくる会と私との間には、法第 19 条の 1 3 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、本間奈々と和歌山の未来をつくる会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上